

○内閣府
財務省 令第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年七月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

財務大臣 麻生 太郎

預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令の一部を改正する命令

預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令（平成十六年 内閣府 令第 三号）の
財務省

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象

規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(業務の特例に係る業務方法書の記載事項) 第二条 機構が法第三十五条第一項又は第三項に規定する業務を行う場合には、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、預金保険法施行規則(昭和四十六年大蔵省令第二十八号)第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 一 法第三十四条の十五第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による法第三十四条の十第二項第七号に規定する資金交付契約の締結又は変更及び当該資金交付契約に基づく資金の交付に関する事項 二 五 「略」 六 其他法第三十五条第一項又は第三項に規定する業務の方法 (区分経理) 第三条 「略」 2 機構が法第三十五条第一項又は第三項に規定する業務を行う場合には、預金保険法施行規則第三条中「及び危機対応勘定(法第二百一十一条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。)」とあるのは、「、危機対応勘定(法第二百一十一条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。)」及び金融機能の強化のための特別措	(業務の特例に係る業務方法書の記載事項) 第二条 機構が法第三十五条第一項に規定する業務を行う場合には、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、預金保険法施行規則(昭和四十六年大蔵省令第二十八号)第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 「号を加える。」 一 四 「同上」 五 其他法第三十五条第一項に規定する業務の方法 (区分経理) 第三条 「同上」 2 機構が法第三十五条第一項に規定する業務を行う場合には、預金保険法施行規則第三条中「及び危機対応勘定(法第二百一十一条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。)」とあるのは、「、危機対応勘定(法第二百一十一条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。)」及び金融機能の強化のための特別措置に関する

置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第四十三条に規定する特別の勘定（以下「金融機能強化勘定」という。）」と、同令第六条中「及び危機対応勘定」とあるのは、「危機対応勘定及び金融機能強化勘定」とする。 〔条を削る。〕 （借入金の認可の申請） 第四条 〔略〕	法律（平成十六年法律第二百二十八号）第四十三条に規定する特別の勘定（以下「金融機能強化勘定」という。）」と、同令第六条中「及び危機対応勘定」とあるのは、「危機対応勘定及び金融機能強化勘定」とする。 （利益及び損失の処理） 第四条 機構は、金融機能強化勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。 2 機構は、金融機能強化勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。 （借入金の認可の申請） 第五条 〔同上〕
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月二十一日）から施行する。